

横須賀市国民保護計画

横 須 賀 市

(令和2年3月)

横須賀市国民保護計画

目 次

【第1編 総論】

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成

1 市の責務	1
2 市国民保護計画の作成	1
3 市国民保護計画の目的等	1
4 市国民保護計画の構成	2
5 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
6 市地域防災計画等との関連	3

第2章 国民保護措置に関する基本方針

1 基本的人権の尊重	4
2 国民の権利利益の迅速な救済	4
3 国民に対する情報提供	4
4 関係機関相互の連携協力の確保	4
5 国民の協力	4
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮	4
7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法的确な実施	5
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	5
9 地域特性への配慮	5
10 初動体制の整備	5

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

各機関の事務又は業務の大綱	6
---------------	---

第4章 市の地理的、社会的特徴

1 地理的特徴	11
2 社会的特徴	12

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態	16
2 緊急処理事態	17

【第2編 平素からの備えや予防】

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

1 市における平素の業務	18
2 市職員の参集基準等	18
3 消防機関の体制	19
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	20

第2 関係機関との連携体制の整備	
1 基本的考え方	21
2 県との連携	21
3 国の機関等との連携	21
4 近隣市町との連携	22
5 指定公共機関等との連携	22
6 自主防災組織等に対する支援	22
第3 通信の確保	
1 非常通信体制の整備	24
2 非常通信体制の整備・確保にあたっての留意事項	24
第4 情報収集・提供等の体制整備	
1 基本的考え方	25
2 警報等の伝達に必要な準備	25
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	26
4 被災情報の収集、報告に必要な準備	30
第5 研修及び訓練	
1 研修	31
2 訓練	31
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	
1 避難に関する基本的事項	33
2 避難実施要領のパターンの作成	34
3 救援に関する基本的事項	34
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	34
5 避難施設の指定への協力	35
6 生活関連等施設の把握等	35
第3章 物資及び資材の整備、備蓄	
1 市における備蓄	36
2 市が管理する施設及び設備の整備、点検等	36
第4章 国民保護に関する啓発	
1 国民保護措置に関する啓発	37
2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	37

【第3編 武力攻撃事態等への対処】

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- 1 事態認定前の体制整備と初動措置 38
- 2 事態認定後において国が本市に国民保護対策本部の設置を
指定しない場合の対応 39

第2章 市国民保護対策本部の設置等

- 1 市国民保護対策本部の設置 40
- 2 通信の確保 43

第3章 関係機関相互の連携

- 1 国・県対策本部との連携 45
- 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 45
- 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 46
- 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 46
- 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 47
- 6 市の行う応援等 47
- 7 自主防災組織等に対する支援等 47
- 8 市民への協力要請 48

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

- 1 警報の内容の伝達等 49
- 2 警報の内容の伝達方法 50
- 3 緊急通報の伝達及び通知 51

第2 避難住民の誘導等

- 1 避難の指示の通知・伝達 52
- 2 避難実施要領の策定 52
- 3 避難住民の誘導 56
- 4 避難の考え方 59
- 5 各事態における避難に係る留意点 60

第5章 救援

- 1 救援の実施 62
- 2 救援の補助 68

第6章 安否情報の収集・提供

- 1 安否情報の収集 69
- 2 県に対する報告 70
- 3 安否情報の照会に対する回答 70
- 4 日本赤十字社に対する協力 70

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

- 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 73
- 2 武力攻撃災害の兆候の通報 73

第2 生活関連等施設における災害への対処等

- 1 生活関連等施設の安全確保 74
- 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 74
- 3 在日米軍施設への安全確保の要請 75

第3 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処

並びにNBC攻撃による災害への対処等

- 1 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処 76
- 2 原子力事業所及び原子力艦における
武力攻撃原子力災害共通の対処措置 78
- 3 NBC攻撃による災害への対処 78

第4 応急措置等

- 1 退避の指示 81
- 2 警戒区域の設定 82
- 3 応急公用負担等 82
- 4 消防に関する措置等 83

第8章 被災情報の収集及び報告

- 1 収集 85
- 2 報告 85

第9章 保健衛生の確保その他の措置

- 1 保健衛生の確保 86
- 2 廃棄物の処理 86

第10章 国民生活の安定に関する措置

- 1 生活関連物資等の価格安定 88
- 2 避難住民等の生活安定等 88
- 3 生活基盤等の確保 88

第11章 特殊標章等の交付及び管理

- 1 特殊標章等の意義 89
- 2 国民保護法で規定される特殊標章等 89
- 3 特殊標章等の交付及び管理 89
- 4 特殊標章等に係る普及啓発 90

【第4編 復旧等】

第1章 応急の復旧

- 1 基本的考え方 91
- 2 公共的施設の応急の復旧 91

第2章 武力攻撃災害の復旧

- 1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施 92
- 2 市が管理する施設及び設備の復旧 92

第3章 国民保護措置に要した費用の弁償等

- 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 93
- 2 損失補償及び損害補償 93
- 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん 93

【第5編 緊急対処事態への対処】

- 1 緊急対処事態への対処 94
- 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 94

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要である。しかし、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。

このことから、市はその責務を明らかにし、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務〔法第 3 条〕

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び神奈川県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の作成〔法第 35 条〕

市長は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

なお、市長は、市国民保護計画の作成にあたっては、市国民保護協議会に対し国民保護法第 39 条に基づく諮問を行う。

3 市国民保護計画の目的等

(1) 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるように、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

(2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画には、国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる次の事項を定める。

ア 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ 上記のほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

【国民保護措置に関する事項（国民保護法第 16 条第 1 項、第 2 項）】

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の市民の避難に関する措置
 - ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
 - ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - ④ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- (3) 市国民保護計画の対象となる者
市内に居住又は滞在している者
- (4) 市国民保護計画の対象地域
市内全域（市域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）

4 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

5 市国民保護計画の見直し、変更手続

- (1) 市国民保護計画の見直し〔法第 35 条〕

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

- (2) 市国民保護計画の変更手続〔法第 39 条〕

市国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法の規定に基づき市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）第 5 条で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

6 市地域防災計画との関連

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処などについて定めるものであるのに対し、横須賀市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法に基づいて、台風や地震などの自然災害又は大規模事故などの都市災害に対処するもので、別の法体系によるものである。

しかし、武力攻撃事態等の発生原因は異なるものの、その対処には類似性があるため、市国民保護計画に定めのない事項については、市地域防災計画等に準じて対応する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重〔法第5条〕

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済〔法第6条〕

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供〔法第8条〕

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保〔法第3条〕

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力〔法第4条〕

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、公正かつ中立な活動が行われていること等その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他の表現の自由の自由に特に配慮する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施〔法第9条〕

市は、国民保護措置の実施に当たっては、法第9条に規定する高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者（以下「高齢者、障がい者等」という。）の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保〔法第22条〕

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 地域特性への配慮

本市は、首都都心部に近い東京湾と相模湾に突き出た半島に位置し、長い海岸線及び谷戸や丘陵地帯が多いなど地理的特徴がある。

また、自衛隊施設や在日米軍施設、核燃料加工施設もある。さらに、県内でも高齢者が比較的多い地域であり、外国語圏の市民が多いなどの社会的特徴を有している。

このことから、市は国民保護措置の実施にあたっては、これらの地域特性に特に配慮する。

10 初動体制の整備

国民保護法による対処措置は、国の事態認定後に始まるが、事態認定前の段階においても多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されたりする等の事態が発生する可能性があることから、これらの事態に対処するための初動体制を確立する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護措置における市の役割を確認する。

各機関の事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、次に掲げる事務又はその他の国民保護に関する事務又は業務を処理する。

1 市が行う業務の大綱

横須賀市	1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練の実施 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の市民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
------	---

2 神奈川県が行う業務の大綱

神奈川県	1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
------	--

3 指定地方行政機関が行う業務の大綱

関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 (横浜財務事務所)	1 財政融資資金の貸付 2 金融機関等に関する措置 3 国有財産の無償貸付 4 財政上の措置
横浜税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
神奈川労働局	1 工場等事業場における労働災害の防止の指導・援助 2 建設現場の統括安全衛生管理の指導・援助 3 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 4 被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局 (東京神奈川 森林管理署)	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 被災中小企業の振興
関東東北産業 保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 (京浜河川事務所、 川崎国道事務所、横 浜国道事務所、相武 国道事務所、相模川 水系広域ダム管理事 務所、京浜港湾事務 所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局 (神奈川運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 (東京空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保

東京航空交通 管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台 (横浜地方气象台)	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区 海上保安本部 (横浜海上保安部、 川崎海上保安署、横 須賀海上保安部、湘 南海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その 他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方 環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報 収集 3 知事等からの要請に応じた所要の措置
南関東防衛局 (横須賀防衛事務 所、座間防衛事務 所)	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

4 自衛隊が行う業務の大綱

自衛隊	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
-----	---

5 指定公共機関が行う業務の大綱

日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 救援物資の備蓄及び配分 4 武力攻撃災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
(独)国立病院機構	医療助産等救護活動の実施
公共的施設管理者 (東日本高速道路 ㈱、首都高速道路 ㈱、中日本高速道路 ㈱)	1 道路の適切な管理 2 道路の応急復旧
電気事業者 (東京電力ホールディ ングス ㈱、電源開発 ㈱)	1 施設の整備及び点検 2 被災地に対する電力供給の確保 3 被災施設の応急復旧
東京ガス ㈱	1 施設の整備及び点検 2 被災地に対する燃料供給の確保 3 被災施設の応急復旧

バス事業者 (小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)、東急バス(株)、東都観光バス(株))	避難住民の運送の確保
鉄道事業者 (日本貨物鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、東京急行電鉄(株))	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保 2 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
内航海運事業者 (井本商運(株)、近海郵船(株))	緊急物資の運送の確保
トラック事業者 (佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株))	緊急物資の運送の確保
電気通信事業者 (東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い 3 電気通信施設の被害調査及び復旧
放送事業者 (日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)TBSラジオ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持
郵便事業を営む者	郵便物の送達確保

6 指定地方公共機関が行う業務の大綱

(公社)神奈川県医師会、 (一社)神奈川県歯科医師会、 (公社)神奈川県薬剤師会、 (公社)神奈川県看護協会、 (独)神奈川県立病院機構	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
神奈川県道路公社	1 道路の適切な管理 2 道路の応急復旧
ガス事業者 (厚木瓦斯㈱、小田原瓦斯 ㈱、秦野瓦斯㈱、湯河原瓦 斯㈱、(公社)神奈川県LP ガス協会)	1 施設の整備及び点検 2 被災地に対する燃料供給の確保 3 被災施設の応急復旧
(一社)神奈川県バス協会	避難住民の運送の確保
鉄道事業者 (伊豆箱根鉄道㈱、江ノ島 電鉄㈱、湘南モノレール ㈱、箱根登山鉄道㈱、横浜 高速鉄道㈱、㈱横浜シーサ イドライン)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保 2 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
(一社)神奈川県トラック 協会	緊急物資の運送の確保
放送事業者 (㈱アール・エフ・ラジオ 日本、㈱テレビ神奈川、横 浜エフエム放送㈱)	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含 む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

第4章 市の地理的、社会的特徴

1 地理的特徴

(1) 地形

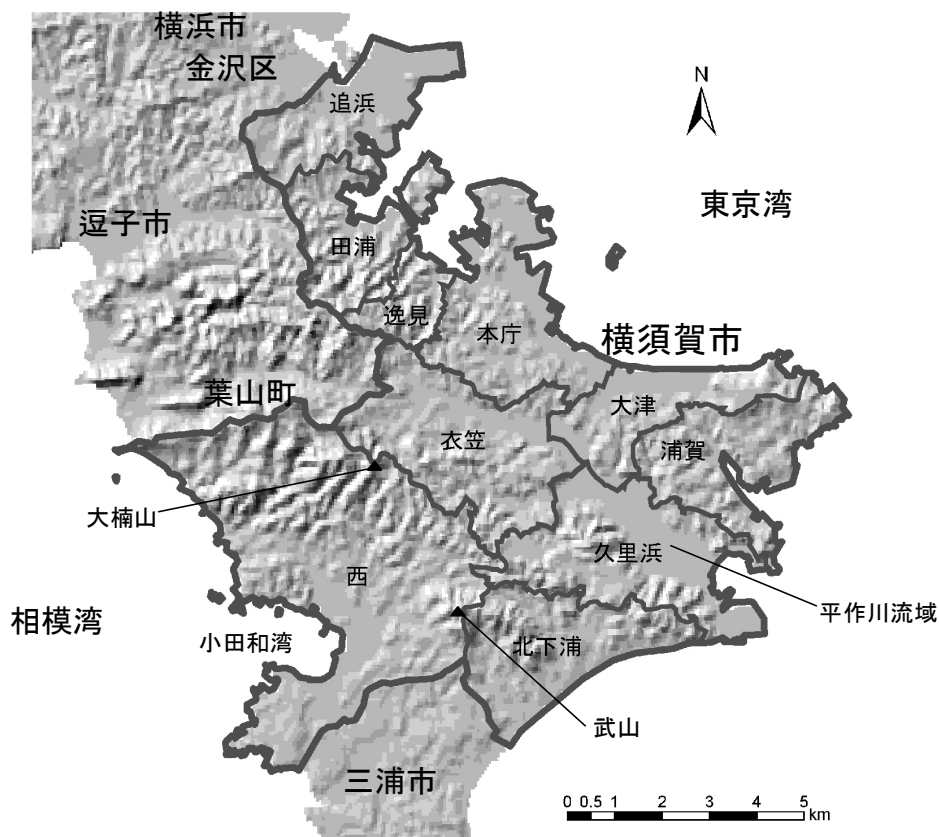
本市は、神奈川県南東、三浦半島の中央部に位置する。市域の面積は100.82 km²であり、県域全体の約4.2%、三浦半島の約60%を占める。北側は横浜市金沢区、逗子市、葉山町に、南側は三浦市に接しており、東側は東京湾、西側は相模湾に面している。都心部からの距離は、東京から50 km圏内、横浜から20 km圏内である。

市域の大部分は、大楠山、武山などの200m前後の稜線をもつ丘陵性の山地と丘陵から成り、この丘陵地の東側と南側に比較的平坦な台地が分布し、宅地や農地に利用されている。低地は、谷戸部と海岸部に分布するが、比較的広い低地は小田和湾岸と平作川流域に広がるにすぎず、東京湾岸などの海岸部には狭い低地が点在している。また、東京湾岸には埋立地が目立つ。

(2) 海岸線

本市は、東京湾と相模湾に面しており、海岸線延長は、約86 kmとなっている。

【横須賀市の地形】



(3) 気象

本市は、暖流である黒潮が相模湾及び東京湾を流れるため、温帯な海岸性の気候となっている。降水量は、乾燥した晴天が続く12月から2月は少なく、低気圧や前線又は台風の影響を受けやすい6月から10月が多い。風向きは、1月から8月は北東から吹くことが多く、9月から11月は南西から吹くことが多い。

2 社会的特徴

(1) 概況

本市は、平成 13 年に地方自治法に定める中核市へ移行し、また、市内には国、県の支所や公共機関等の支店なども多く、三浦半島地域の中核的な都市となっている。

なお、本市は本庁のほか、9 つの行政センター（追浜、田浦、逸見、衣笠、大津、浦賀、久里浜、北下浦、西）を配置し、10 地区に分けられている。

(2) 人口及び人口分布

人口は、393,798 人（男 196,576 人、女 197,222 人）で、全県人口の約 4.3% を占める。神奈川県内では、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市に次いで第 5 位となっている。

地区別の人口分布状況（総人口に占める割合）は、本庁、衣笠、久里浜地区が多く、この 3 地区で全体の約 44% を占める。

また、人口密度は、1 km² 当たり 3,906 人で、県内の人口密度 3,808 人を上回っており、人口密度が高い地区は、大津、本庁、浦賀地区の順であり、反対に人口密度が低い地区は西地区である。

年齢別構成比でみると、15 歳未満の総人口に占める割合は 10.9%、15～64 歳の人口は 57.7%、65 歳以上の人口は 31.4% となっており、本庁、田浦、衣笠、浦賀、西地区における高齢化率が市全体の高齢化率より高くなっている。

また、平成 27 年国勢調査の結果では、常住人口 406,586 人のうち、333,968 人（82.1%）は市内で従業通学や生活しており、残りの 72,618 人（17.9%）は、市外へ通勤通学している。一方、昼間に市外から本市に流入する人口は 36,736 人で、結果として本市の昼間人口は 370,704 人となる。

※人口、人口密度及び人口分布状況は、令和元年 10 月 1 日現在の推計人口

※年齢別構成比は、令和元年 10 月 1 日現在住民基本台帳登録人口

(3) 交通

ア 道路

市内の主要道路は、南北軸が国道 16 号、国道 134 号、横浜横須賀道路であり、東西軸が県道 24 号（横須賀逗子）、県道 26 号（横須賀三崎）、本町山中有料道路、三浦縦貫道路である。

隣接市と接続する主要道路としては、横浜市方面から本市の馬堀海岸 I C まで延びる横浜横須賀道路、横浜市と接続し市の中心部及び東京湾海岸沿いを通る国道 16 号、国道 16 号と接続し三浦市、葉山町へ至る国道 134 号がある。

なお、谷戸部に位置する田浦地区や、相模湾側の西地区では、道路密集度（地区内の道路延長÷地区面積）が低く道路へのアクセス性が低いといえる。

イ 鉄道・バス

市内には、J R 東日本の横須賀線、京浜急行電鉄の本線と久里浜線が運行しているが、各路線とも市の東部を東京湾沿いに走り、市の西部には鉄道網が存在せず偏った配置となっている。

バス路線は、横須賀駅、衣笠駅、浦賀駅、京急久里浜駅を中心に、市域を網羅する形で運行している。

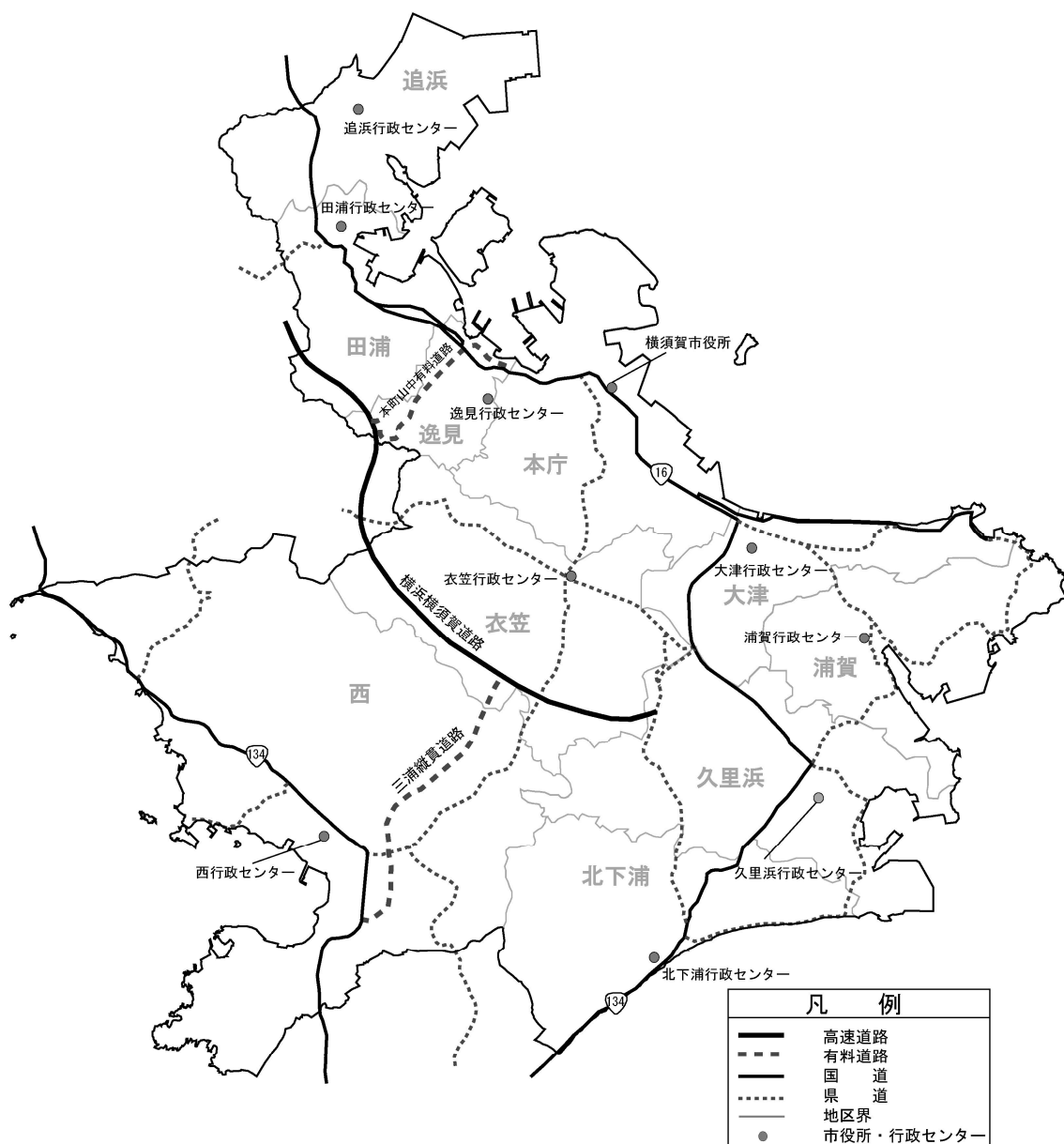
ウ 港湾

本市には、東京湾側に市が港湾管理者である横須賀港があり、重要港湾として首都圏の産業・経済に重要な役割を果たしている。

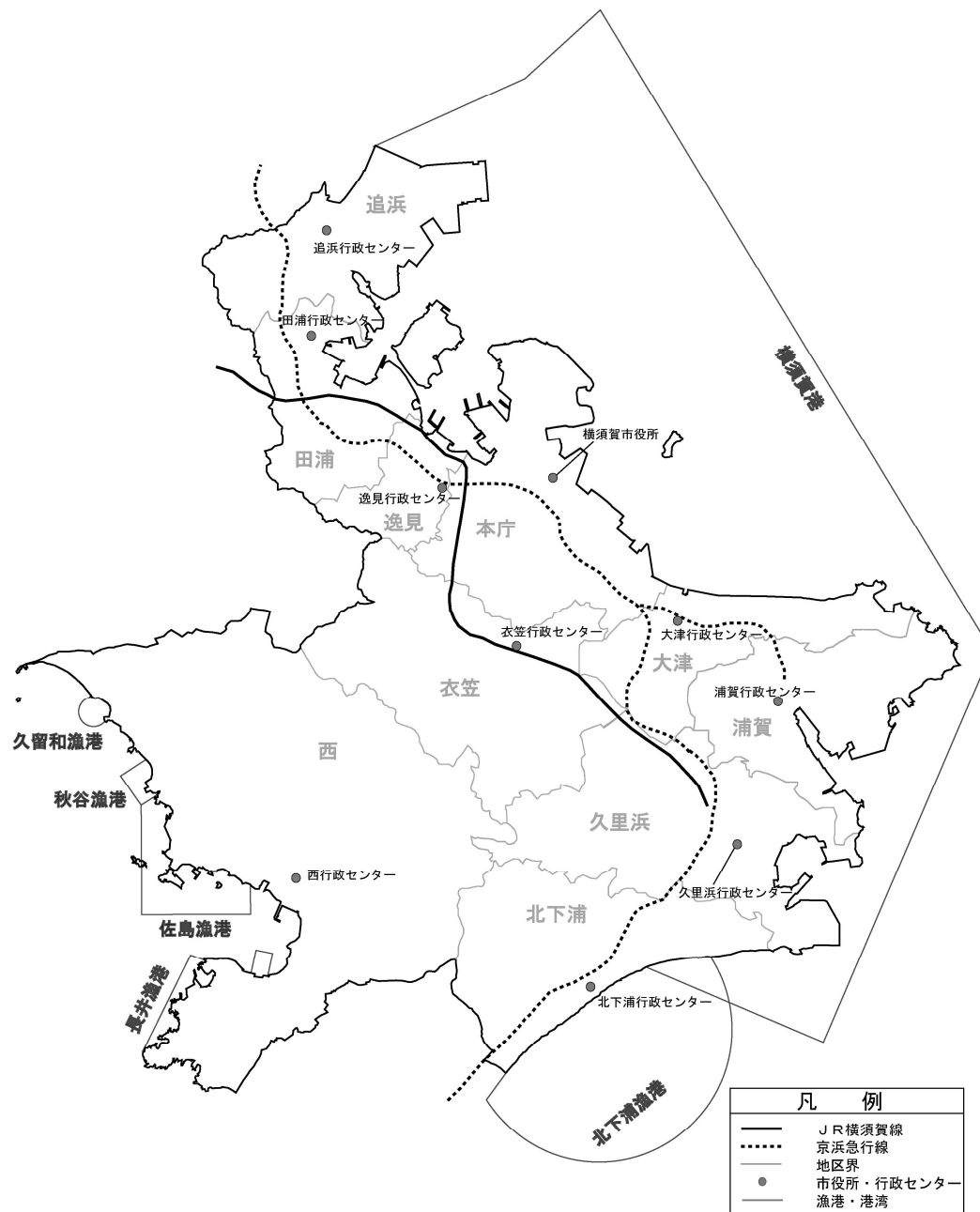
この横須賀港の港湾区域の面積は約 5,525ha、海岸線の延長は約 61 kmであり、港内のほとんどの係船岸において貨物船以上の船舶を接岸することができる。

また、漁港としては、東京湾側に北下浦漁港、相模湾側には久留和漁港、秋谷漁港、佐島漁港及び長井漁港があり、市全体で5つの漁港が存在する。

【主な道路網】



【鉄道及び港湾の状況図】



(4) 観光客

本市における主な観光地としては、市の東端にある観音崎公園、市中央部にある三笠公園のほか、くりはま花の国、大楠山、ソレイユの丘などが挙げられる。

平成 29 年中の本市観光地における入込み客数は 8,209,854 人で、そのうち日帰り客数は 7,855,970 人、宿泊観光客数は 353,884 人となっている。

(5) 在日米軍施設

本市には、日米安全保障条約に基づく在日米軍施設が、東京湾沿いに 3 箇所、相模湾側に 1 箇所存在し、施設の総面積は 3.36 km²（水域を除く）であり、市域の 3.3% を占めている。

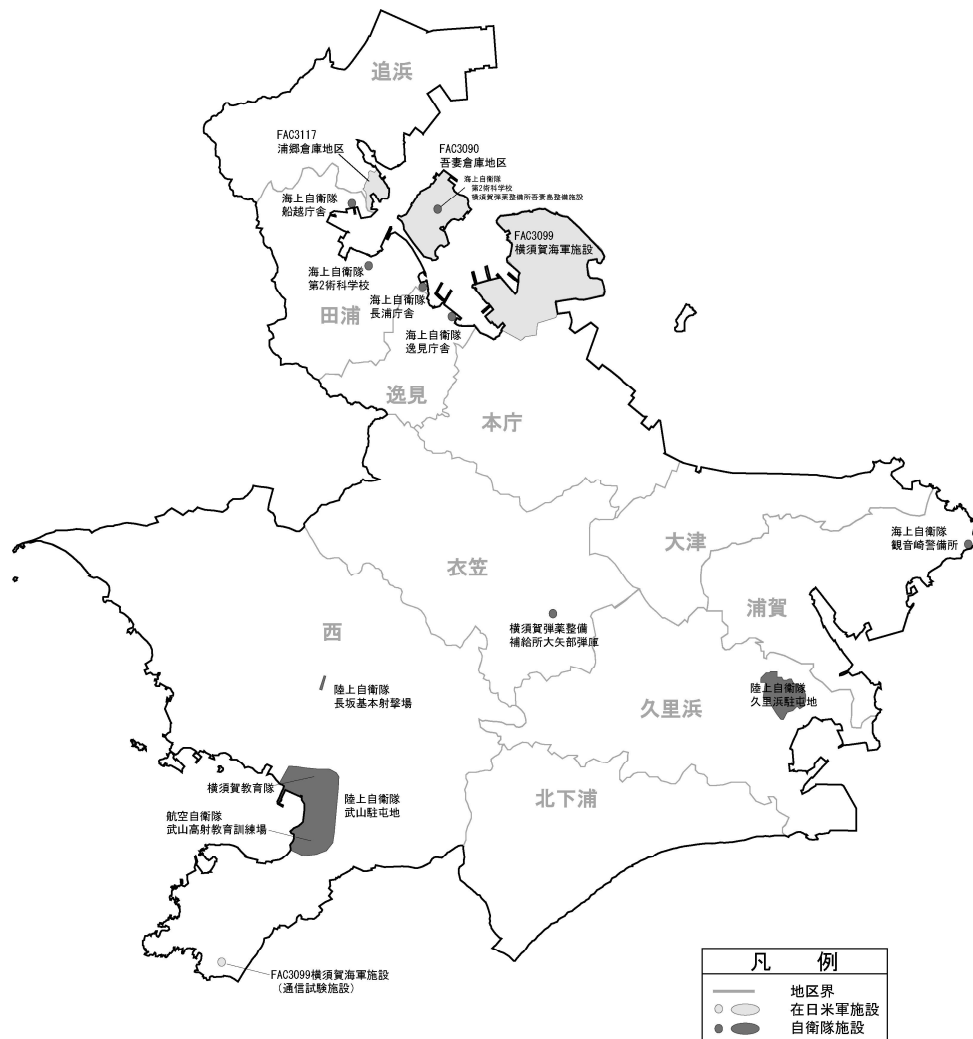
また、本市は佐世保（長崎県佐世保市）、ホワイトビーチ（沖縄県うるま市）とともに、米国原子力艦の寄港地となっている。

(6) 自衛隊関連施設

本市には、40箇所以上の自衛隊関係施設が存在し、施設の総面積は約3.04km²（在日米軍施設との共同使用面積を除く。）であり、市域の約3.0%を占めている。

主な自衛隊施設としては、西地区の陸上自衛隊武山駐屯地、久里浜地区の陸上自衛隊久里浜駐屯地、田浦地区及び逸見地区の海上自衛隊施設等がある。

【在日米軍施設・自衛隊施設の状況図】



(7) 原子力関連施設

本市には、原子力関連施設として核燃料加工施設（GNF-J）が久里浜地区に1施設ある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態としては、県国民保護計画では以下の4類型を想定しており、一般的にゲリラや特殊部隊による攻撃や弾道ミサイル攻撃の発生可能性は、他の事態に比較して高いと言われている。

本市においても基地等の機能発揮阻止のため、これらの攻撃が想定されることに留意して、国民保護措置を的確に行っていくことが重要である。

類 型	特 徴
着上陸侵攻	1 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。 2 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	1 突発的に被害が発生することもある。 2 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。 3 N B C兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器）やダーティボム（放射性物質の飛散により、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。
弾道ミサイル攻撃	1 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。 2 弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なる。
航空攻撃	1 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。 2 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

2 緊急対処事態

緊急対処事態としては、県国民保護計画では下表の事態を想定しており、本市においては、核燃料加工施設等のほか、基地の貯油施設等に対する攻撃や、市街地におけるNBC散布などの攻撃に留意する必要がある。

分 類		事 態 例
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	1 原子力事業所等の破壊 2 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 3 危険物積載船への攻撃 4 ダムの破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	1 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 2 列車等の爆破
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	1 ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 2 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 3 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 4 水源地に対する毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等	1 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 2 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る。

1 市における平素の業務〔法第41条〕

市は、危機管理課において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおりその準備に係る業務を行う。

- ・関係機関（国、県、市町村、自衛隊、在日米軍、その他の関係機関）との連絡調整に関すること。
- ・警報伝達、避難誘導等の調整に関すること。
- ・国民の権利権益の救済に関すること。
- ・避難施設の開設調整に関すること。
- ・生活関連等施設に関すること。
- ・特殊標章等の交付及び管理に関すること。
- ・情報収集に関すること。
- ・安否情報の収集・提供に関すること。
- ・被災情報の収集・提供に関すること。
- ・情報提供（報道機関への情報提供、臨時広報等）に関すること。
- ・国民保護対策従事職員の食料等の調達に関すること。
- ・国民保護対策従事職員の健康管理等に関すること。
- ・国民保護対策に必要な資機材の調達・管理に関すること。
- ・応急活動に必要な車両並びに車両用燃料の確保及び管理に関すること。
- ・避難所の開設状況、避難者数などの収集伝達に関すること。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

ア 当直の体制

平日夜間及び休日の昼夜間における市の連絡窓口は24時間体制を敷いている消防局指令課において実施し、武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合は、危機管理課職員に即時連絡をする。

イ 国民保護担当職員の即時参集体制

危機管理課幹部職員は、常時携帯電話等を携帯し、緊急参集できる体制をとる。

(3) 市の体制及び職員の配備基準

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の配備体制を定める。

区分	体制	配備基準	配備内容
事態認定前	危機事案警戒本部	事態認定につながる可能性がある事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	関係部において情報の収集、整理が可能な体制
	危機事案対策本部	国民保護対策本部設置に準じた全部局による対応を行う必要があるとき	全部局において情報の収集、整理が可能な体制とし、必要に応じて、全職員を動員し国民保護措置を実施する体制
事態認定後	本部未設置	危機事案警戒本部	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき
	本部未設置	危機事案対策本部	国民保護対策本部設置に準じた全部局による対応を行う必要があるとき
	本部設置	国民保護対策本部	国民保護対策本部設置の通知を受けたとき
			関係部において情報の収集、整理が可能な体制
			全部局において情報の収集、整理が可能な体制とし、必要に応じて、全職員を動員し国民保護措置を実施する体制
			原則として全職員を動員し、国民保護措置を実施する体制

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長の代替職員については、第1順位には副市長とし、以下行政組織条例（昭和48年横須賀市条例第43号）第1条各号に定める部の順により各部の部長をもって充てる。

3 消防機関の体制

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防局は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済〔法第6条〕

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を危機管理課に開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市公文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第２ 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力するための体制整備を図る。

１ 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関相互の意思疎通

市は、避難、救援、在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域における国民保護措置等の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークの構築に努める。

(3) 関係機関の計画との整合性の確保〔法第 35 条〕

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

２ 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話番号（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議〔法第 35 条〕

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

３ 国の機関等との連携

(1) 指定行政機関等との連携

市は、指定行政機関等に対し、職員の派遣要請を行う場合があることから、緊急時に連絡すべき指定行政機関等の連絡先について把握し、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう必要な連携を図る。

(2) 自衛隊との連携

市は、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めに係る連絡を行う場

合があることから、緊急時の連絡先について把握し、国民保護措置の実施の連絡が円滑にできるよう必要な連携を図る。

(3) 在日米軍との連携

市は、在日米軍施設内に所在する者への情報伝達及び避難誘導や、武力攻撃災害への対処など、国民保護措置が円滑に実施できるよう在日米軍と必要な連携を図る。

4 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、横浜市、逗子市、葉山町及び三浦市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防局は、消防活動が円滑に行えるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（国研）量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等〔法第147条〕

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

6 自主防災組織等に対する支援〔法第4条〕

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、防災での取組みとして自主防災組織等に行っている研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自

主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を段階的に促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、横須賀市社会福祉協議会等地域のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において、地域住民のニーズにあったボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり非常通信体制の整備等を図る。

1 非常通信体制の整備

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるように、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、本市の所有する通信網の整備により重要通信の確保を図るとともに、関東地方非常通信協議会との連携を図る。

2 非常通信体制の整備・確保にあたっての留意事項

非常通信体制の確保に当たっては、既存の通信手段を有効に活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その管理・運営、整備等を行う。

施設・設備面	非常通信設備等の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、停電等に備えた非常用電源の確保、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制を整備する。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練の実施にあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い必要に応じ体制等の改善を行う。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	市民等に情報を提供するにあっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うための体制整備を図る。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、在日米軍や自衛隊の状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や横須賀市社会福祉協議会、横須賀国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。その際、民生委員や横須賀市社会福祉協議会、横須賀国際交流協会等との十分な協議の上、その役割を考える。

また、外国人への周知を図るため、外国語文案等の事前作成に努める。

(2) 防災行政無線の活用

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に防災行政無線を活用する。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察及び横須賀海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

(5) 在日米軍施設内に所在する者への周知

市は、国及び県と連携し、在日米軍に対して施設内に所在する者へ警報が的確かつ迅速に伝達されるよう協力体制を構築するよう努める。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県と調整の上定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、防災の取組みで組織した消防防災協力隊など既存の取組みの活用を図るとともに、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(8) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を整備する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集及び報告様式〔法第94条〕

安否情報の収集は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。

また、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報に関して、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用して報告し、安否情報システムを利用できない場合は、安否情報報告書により県に報告する。

この際、安否情報システムを利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行われるよう、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

(2) 安否情報の整理等のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、 ①～⑪を回答する予定ですが、回答 を希望しない場合は○を囲んでくだ さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を 回答する予定ですが、回答を希望し ない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の 者からの照会に対する回答又は公表 することについて、同意するかどう か○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備 考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

様式第3号（第2条関係）

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名：

担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の 年月日	④男女 の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人 を識別するた めの情報	⑧負傷 (疾病)の 該当	⑨負傷又 は疾病の 状況	⑩現在の 居所	⑪連絡先 その他必 要情報	⑫親族・同 居者への回 答の希望	⑬知人へ の回答の 希望	⑭親族・同居者・知人 以外の者への回答又 は公表の同意	備考

備考

この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

武力攻撃災害により死亡した市民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

「⑫～⑭の希望又は同意欄」には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

4 被災情報の収集、報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備〔法第126条〕

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
令和 年 月 日 時 分 〇〇市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） （1）発生日時 年 月 日 （2）発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

1 研修

(1) 市職員等に対する研修

市は、職員等の研修の実施に当たって、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用するほか、国や県の研修機関を有効に活用する。

(2) 消防団員や自主防災組織に対する研修

市は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施〔法第42条〕

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携により、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害や、広域にわたる避難等、武力攻撃事態に特有の事象への対応について、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 市は、具体的な事態を想定して訓練を行う。特に、市の地域特性である在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域における措置を想定して訓練を行うよう努める。

イ 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

ウ 市は、図上訓練を実施することにより、市国民保護計画や各種マニュアルの検証を行う。

エ 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者等への的確な対応が図られるよう留意する。

オ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

カ 市は、町内会等、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。

キ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

ク 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制や道路の通行禁止措置等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関し、平素から必要な備えを実施する。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎資料を準備する。

【市国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- ・住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- ・区域内の道路網のリスト（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
- ・輸送力のリスト（鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力、鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- ・避難施設のリスト（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- ・生活関連等施設等のリスト
- ・関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ・町内会等、自主防災組織等の連絡先等一覧（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- ・消防機関のリスト（消防局・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト）
- ・横須賀市避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、横浜市、逗子市、葉山町及び三浦市の隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者及び外国人への配慮

市は、避難住民の誘導に当たり、自ら避難することが困難な高齢者、障がい者の避難について、横須賀市避難行動要支援者名簿の活用を図るとともに、外国人の避難に備え、パンフレットの配布や災害時外国人サポーターの活用、外国人向け放送の実施、外国人を交えた訓練に努める。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

その際、防災の取り組みで組織した消防防災協力隊など既存の取組の活用を図る。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 道路交通規制状況の情報等交通の確保のための連携

市は、道路管理者として交通規制や道路の通行禁止措置等の状況に関する情報を共有するなど、県警察と連携して交通の確保に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル（要領）を参考に、基地の配置状況、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、地域の特性等を踏まえて複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、自ら避難することが困難な高齢者、障がい者等の避難方法について配慮するものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する備え

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ必要な準備をする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

・輸送力に関する情報

- ① 保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

・輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して市民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 27 年 7 月 1 日消防国第 58 号消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室長）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令		施 設 の 種 類	所管省庁名
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6 号	核原料物質	原子力規制委員会
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8 号	毒劇及び劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	9 号	事業用電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11 号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係〔法第142条、146条〕

市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材〔法第145条、147条〕

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

なお、本市では、安定ヨウ素剤など独自に整備している物資や資材もあり、これらについては武力攻撃事態においても活用を図る。

(3) 県との連携〔法第147条〕

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、市は、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等の啓発に努める。

1 国民保護措置に関する啓発〔法第43条〕

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、点字、外国語や「やさしい日本語」を使用した広報媒体も使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団や自主防災組織を活用し市民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市民等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアル（要領）などと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努めるとともに、日本赤十字社神奈川県支部、県などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されたりする等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、市として事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を実施する。

1 事態認定前の体制整備と初動措置

(1) 体制の整備

武力攻撃等の兆候とも見られる原因不明の被害等の発生について、市民や県警察・消防等の関係機関の通報があった場合や、国が県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知等があった場合は、担当課情報収集・連絡体制を確立するとともに、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機事案対策本部等設置規程（平成17年横須賀市訓令甲第14号）に基づき、危機事案対策本部又は危機事案警戒本部（以下「危機事案対策本部等」という。）を立ち上げるものとする。

また、市は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できる体制を構築する。

(2) 初動措置

ア 情報収集と通信の確保

危機事案対策本部等は、消防局及び関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機事案対策本部等を設置した旨について、県に連絡を行う。この場合、危機事案対策本部等は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場との通信を確保する。

イ 初動措置の確保

市は、危機事案対策本部等において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

ウ 関係機関との連携及び支援の要請

市は、国や県等から入手した情報を関係機関等へ提供するとともに、必要な指示を行うほか、警察官が警察官職務執行法に基づき避難の指示や警戒区域の設定等を行った場合には、それらが円滑になされるよう緊密な連携を図る。

また、事案に伴い発生した被害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

エ 市国民保護対策本部への移行に要する調整

市が危機事案対策本部等を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機事案対策本部等は廃止する。

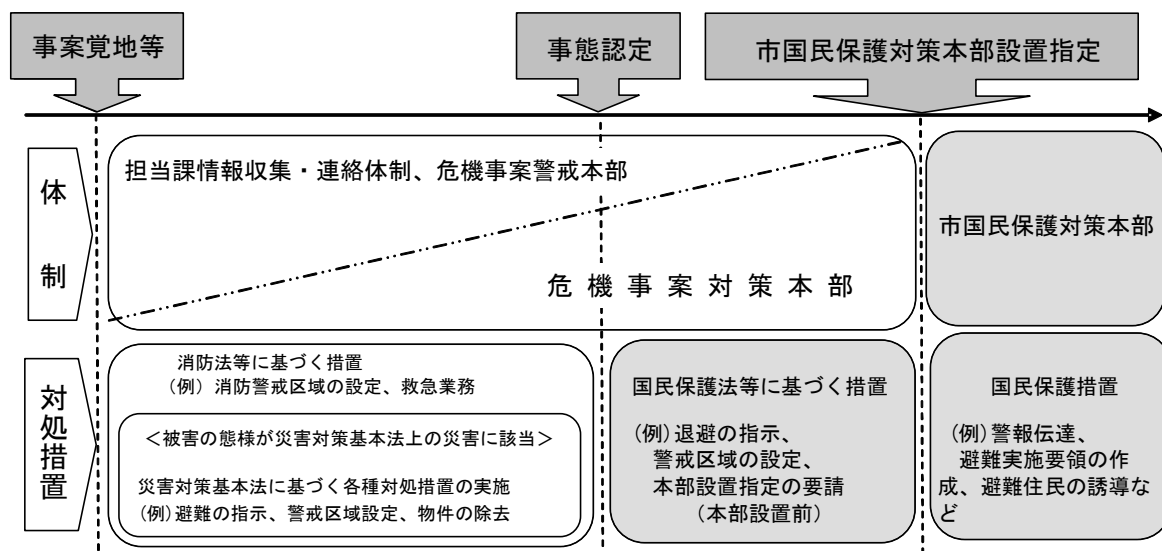
また、市は、市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、すでに講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 事態認定後において国が本市に国民保護対策本部の設置を指定しない場合の対応

国が武力攻撃事態であると認定した場合であっても、本市に国民保護対策本部の設置を指定しない場合がある。この場合において、市が、不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機事案対策本部等を設置して、即応体制の強化を図る。(危機事案対策本部等の立ち上げについては、前項1と同様とする。)

なお、この場合は既に事態の認定がなされていることから、市は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市国民保護対策本部設置の要請などの措置等を行う。

【事態の状況に応じた市の体制】



第2章 市国民保護対策本部の設置等

1 市国民保護対策本部の設置

(1) 市国民保護対策本部の設置の手続

ア 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知〔法第25条〕

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣及び知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市国民保護対策本部の設置〔法第27条〕

指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する。なお、事前に危機事案対策本部等を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市国民保護対策本部員の参集

市国民保護対策本部担当者は、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部職員等に対し、庁内放送及び連絡網等を活用し、市国民保護対策本部への参集を連絡する。

なお、勤務時間外、休日の場合には、あらかじめ定めた連絡体制により必要な職員に対し、緊急参集するよう連絡する。

エ 市国民保護対策本部の開設

市国民保護対策本部担当者は、消防局庁舎4階災害対策本部室に市国民保護対策本部を開設するとともに、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。通信手段の状態については、特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、確認する。

オ 市国民保護対策本部設置の連絡

市は、市国民保護対策本部を設置したときは、速やかに市議会に対してその旨を連絡する。

また、市は、必要に応じ指定地方公共機関等の関係機関に対して、市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

カ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

キ 本部の代替機能の確保

市は、消防局庁舎が被災した場合等、消防局庁舎4階の災害対策本部室に市国民保護対策本部を設置できない場合は、本庁舎3号館5階正庁に市国民保護対策本部を設置する。

また、本庁舎3号館5階正庁にも設置できない場合には、9行政センターの中から状況に応じて、最も適した行政センターに設置する。

なお、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請〔法第26条〕

市長は、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市国民保護対策本部の組織構成〔法第28条〕

市国民保護対策本部の組織構成及び運営については、市地域防災計画地震災害対策計画編第3部第2章第4節を準用する。

なお、総合対策部においては、国民保護法に基づく次の業務も所掌することとする。

- ・警報伝達、避難誘導等の調整に関すること。
- ・避難施設の開設調整に関すること。
- ・住民等の権利権益の救済に関すること。
- ・特殊標章等の交付及び管理に関すること。
- ・安否情報の収集・提供に関すること。

(4) 現地対策本部の設置〔法第28条〕

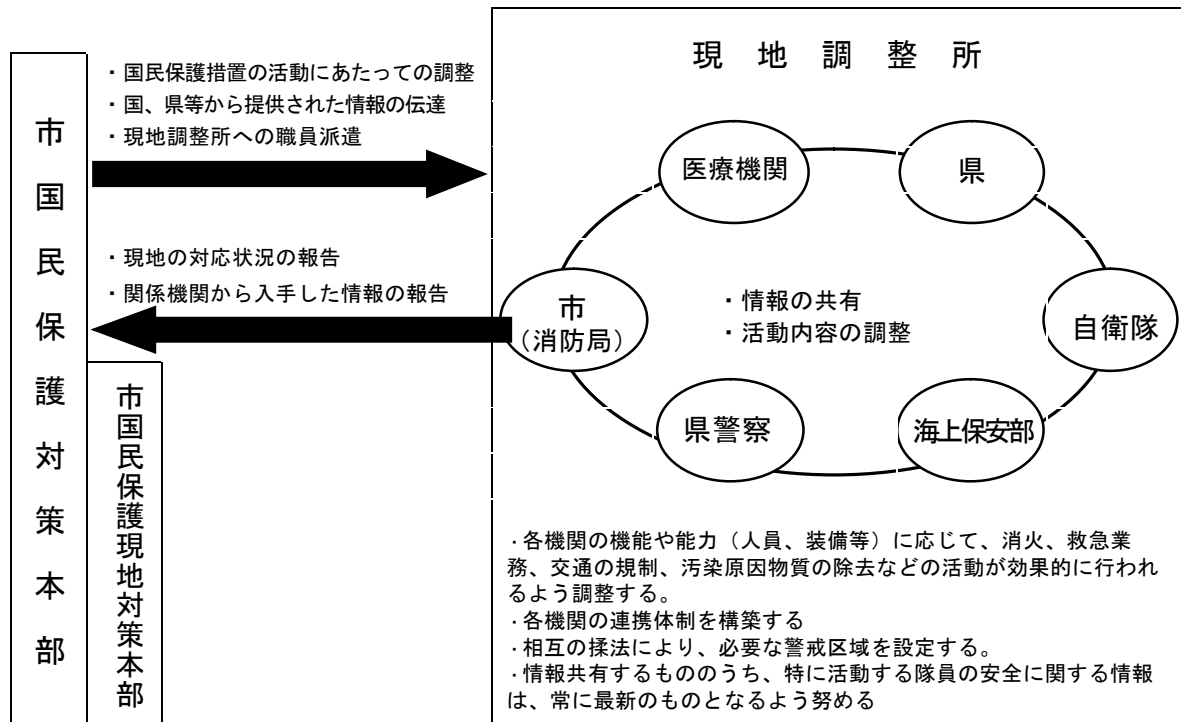
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市国民保護対策本部の事務の一部を行うため、市国民保護現地対策本部を設置する。

なお、市国民保護現地対策本部長や市国民保護現地対策本部員は、市国民保護対策副本部長、市国民保護対策本部員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関、関係事業者等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



現地調整所の性格について

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 近隣に適当な公共施設等がある場合や気象条件等により屋外設置が難しい場合には、屋内設置（体育館、講堂等）を検討する。屋内設置が有効な理由として既存インフラ（電話・FAX等通信設備、給水等）の活用、セキュリティ対策、関係機関による円滑な意思疎通・情報共有が可能となる。
- ④ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
- ⑤ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。

(6) 市国民保護対策本部長の権限〔法第 29 条〕

市国民保護対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、適切な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の不足、錯綜等による混乱状態の発生を防ぐために、市民に対して正確な情報を適時かつ適切に提供する。

なお、広報実施にあたっては、テレビ・ラジオ放送、記者会見、インターネット等の広報手段を活用し、武力攻撃災害の状況、国民保護の実施状況、安否情報の提供方法等の情報を提供する。

広報内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応するとともに、市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性に応じて、記者会見を行う。

(8) 市国民保護対策本部の廃止〔法第30条〕

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣及び知事を経由して市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

なお、引き続き本市において対応が必要な場合は、危機事案対策本部等を設置する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、市防災行政無線、神奈川県防災行政通信網等、臨時回線の設定等により、市国民保護対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳、混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳、混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携する。

1 国・県対策本部との連携

(1) 国・県対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、市が、国・県の現地対策本部に参加することによりその運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する者が出席し、国民保護に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請〔法第16条〕

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請〔法第21条〕

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等〔法第 20 条〕

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて神奈川地方協力本部長又は市の協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡を行う。

なお、上記の連絡を行う場合には、次の事項を明らかにしておく。

- ・武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となる事項

【自衛隊が実施する国民保護措置として想定される内容】

- ① 避難住民の誘導
 - ② 避難住民等の救援
 - ③ 武力攻撃災害への対処
 - ④ 武力攻撃災害の応急の復旧
- (2) 市は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において防衛出動等による活動と国民保護措置のそれぞれが円滑に実施できるよう緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求〔法第 17 条〕

ア 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (2) 県への応援の要求〔法第 18 条〕

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託〔法第 19 条〕

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ・上記に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請〔法第 151 条〕

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法第 252 条の 17 第 1 項の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣要請の要領〔法第 152 条〕

市は、前項(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等〔法第 17 条〕

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援〔法第 21 条〕

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携してボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、被災地及び避難先地域が受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 市民への協力要請

市は、国民保護法の規定により次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導〔法第 70 条〕
- ・避難住民等の救援〔法第 80 条〕
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置〔法第 115 条〕
- ・保健衛生の確保〔法第 123 条〕

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を次のとおり行う。

1 警報の内容の伝達等〔法第47条〕

(1) 警報の内容の通知

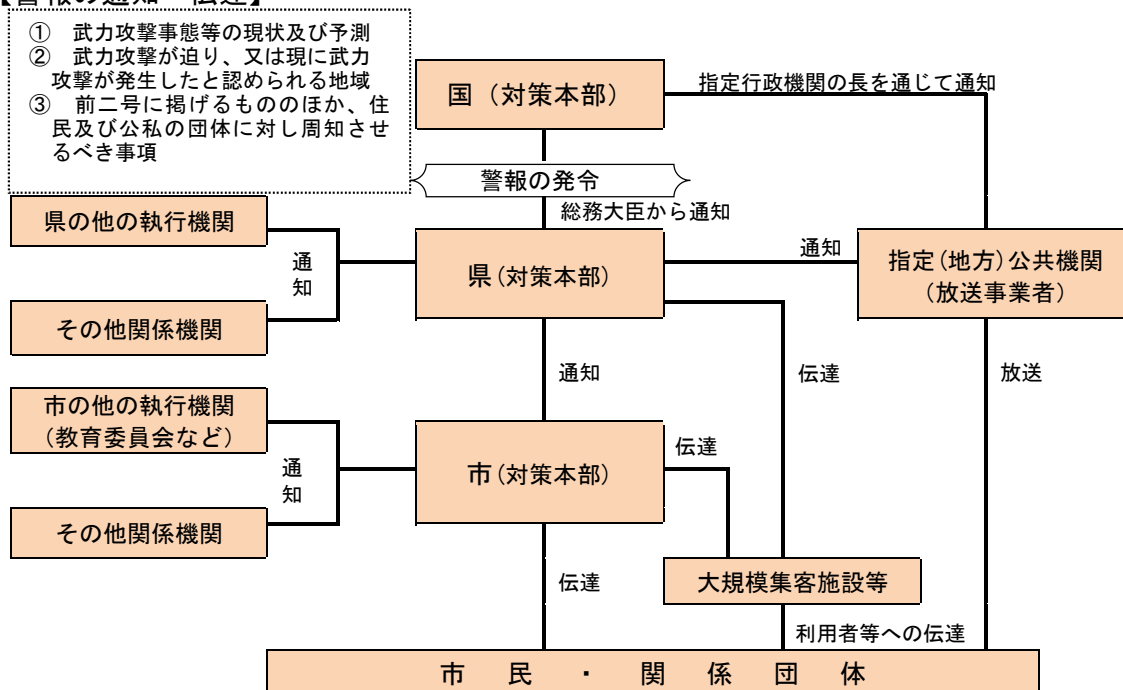
ア 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

(2) 警報の内容の伝達

市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民及び関係団体に警報の内容を伝達する。

【警報の通知・伝達】



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

また、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

区 分	内 容
ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合	原則として同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合	(ア) 原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段（広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼など）により周知を図る。 (イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。

(2) 各世帯等への警報の伝達

市長は、職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、町内会等（自主防災組織）や高齢者、障がい者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達時の留意事項

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。実施に際し、横須賀市避難行動要支援者名簿の活用を図るとともに、高齢者、障がい者等に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう配慮する。

また、在日米軍施設内の日本人や外国人に対する警報についても迅速に伝達されるよう配慮する。

(4) 警報解除の伝達手段

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則としてサイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知〔法第 100 条〕

市民や関係機関への緊急通報の伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

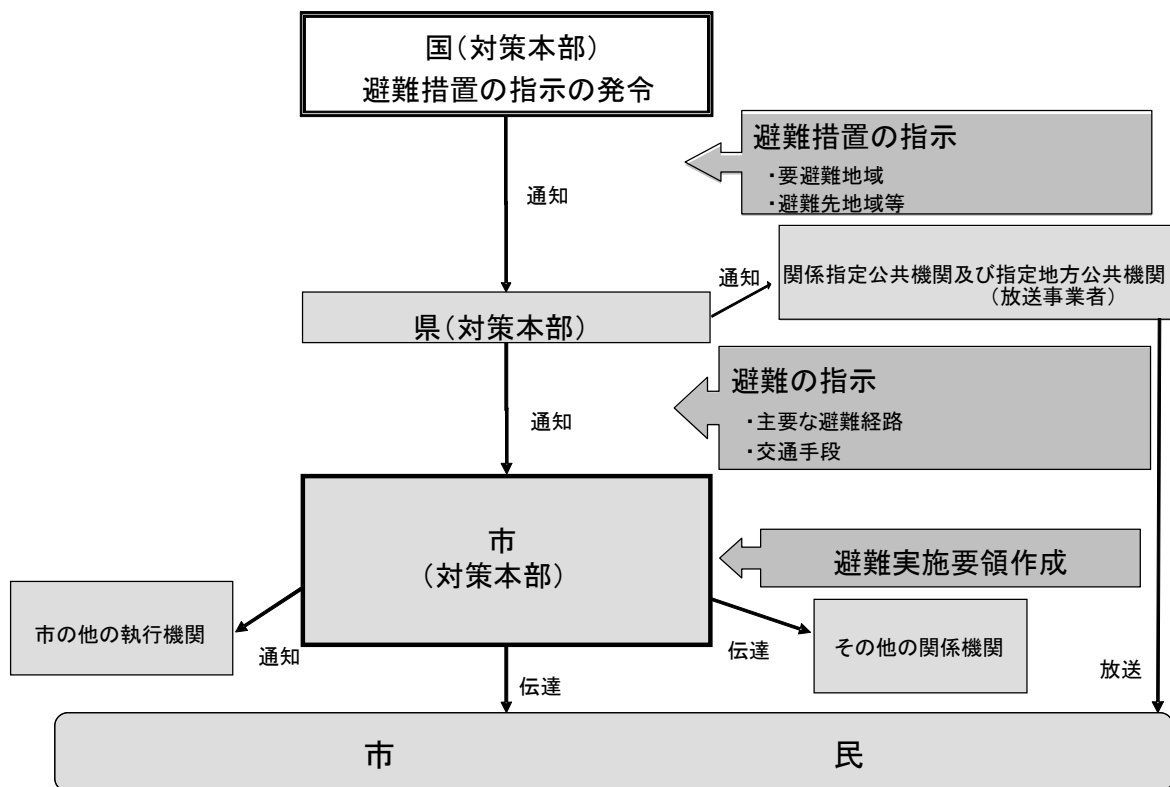
第2 避難住民の誘導等

市は、県からの避難の指示に基づき、市民の生命、身体、財産を守るため、市民及び関係機関に避難の指示の通知・伝達を行うとともに、避難実施要領を作成し避難住民の誘導を実施する。

1 避難の指示の通知・伝達〔法第54条〕

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示を受けた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を市民に迅速に伝達し、関係機関に通知する。

【避難の指示の通知・伝達】



2 避難実施要領の策定〔法第61条〕

(1) 避難実施要領の策定

ア 避難実施要領の策定要領

市長は、避難の指示の通知を受けた場合、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成する。

作成した案については、各執行機関、消防局、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう

その迅速な作成に留意する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

イ 避難実施要領の内容

(ア) 要領に必ず定める法定事項	(イ) 法定事項の具体的な内容
・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 ・ その他避難の実施に関し必要な事項	・ 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 ・ 避難先 ・ 一時集合場所及び集合方法 ・ 集合時間 ・ 集合に当たっての留意事項 ・ 避難の手段及び避難の経路 ・ 市職員、消防職団員の配置等 ・ 高齢者、障がい者等への対応 ・ 要避難地域における残留者の確認 ・ 避難誘導中の食料等の支援 ・ 避難住民の携行品、服装 ・ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ・ 地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態など避難の指示の内容を確認する。
- ・ 警報の内容や被災情報を分析し、事態の状況の把握を行う。
- ・ 避難住民の概数を把握する。
- ・ 屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難など誘導の手段を把握する。
- ・ 県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定を行い輸送手段の確保のための調整を行う。
- ・ 高齢者、障がい者等の避難について、横須賀市避難行動要支援者名簿を活用し避難方法を決定する。
- ・ 具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整などの避難経路や交通規制の調整を行う。
- ・ 各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定など職員の配置を行う。
- ・ 現地調整所の設置、連絡手段の確保などについて関係機関との調整を行う。
- ・ 県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応など自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段について調整を行う。

(3) 避難実施要領の策定時の本市における地域特性上の考慮事項

市は、避難実施要領の策定の際は、本庁及び行政センター管轄地区と土地利用形態ごとの地域の特徴と留意点を考慮する。

【避難対策上の本庁及び行政センター管轄地区ごとの特徴と留意点】

地区	特 徴	留 意 点
本庁	・避難者（人口）、外国人、高齢者、障がい者が多い ・在日米軍施設が各地区の中で最も広い ・生活関連等施設が比較的多い	・外国人、高齢者、障がい者への配慮 ・在日米軍施設への留意 ・生活関連等施設への留意
追浜	・建物密集度が高く、道路密集度が低い ・生活関連等施設が各地区の中で最も多い ・外国人の比率が高い ・横浜市に面しており、鉄道輸送能力が高い	・避難者の滞留のおそれ ・生活関連等施設への留意 ・外国人への配慮
田浦	・応急避難所、医療施設数が比較的小さい ・自衛隊施設が多く在日米軍施設もある ・駅が多く鉄道輸送能力が高い	・避難者、負傷者の収容に留意 ・在日米軍・自衛隊施設への留意
逸見	・応急の医療施設が存在しない ・避難者（人口）が最も少ない ・広域避難地収容能力は最も高い	・応急医療体制の確保に留意
衣笠	・避難者（人口）、高齢者、障がい者が比較的多い ・駅が1か所のため、鉄道輸送能力が低い ・応急避難所数が比較的多い ・生活関連等施設は存在しない	・高齢者、障がい者への配慮 ・避難者の輸送に課題
大津	・広域避難地の収容能力が高く、応急避難所数も比較的多い ・在日米軍・自衛隊施設は存在しない ・生活関連等施設が比較的小さい	
浦賀	・駅が1か所のため、鉄道輸送能力が低い ・広域避難地の収容力が最も小さい ・生活関連等施設は存在しない	・避難者の輸送に課題 ・避難者の収容に留意
久里浜	・建物密集度が高く、道路密集度が低い ・外国人や高齢者、障がい者が他地区に比べ少ない	・避難者の滞留のおそれ
北下浦	・横浜方面への鉄道による輸送時間が長い ・広域避難地や応急医療施設数が比較的小さい ・生活関連等施設、在日米軍・自衛隊施設が存在しない	・避難者の輸送に課題 ・避難者の収容に留意
西	・鉄道が無く、緊急輸送路も少ない。 ・広域避難地、応急避難所、応急医療施設が地区面積に比較して少ない。 ・在日米軍施設・自衛隊施設は地区面積に比較して少なく、生活関連等施設の数も少ない。	・交通アクセス性に課題 ・避難者の輸送拠点に配慮 ・避難者の収容に留意

【避難対策上の土地利用形態ごとの特徴と留意点】

土地利用形態	該当地域の例	特 徴	留 意 点	地域類型
拠点商業業務地域	・ 追浜駅周辺 ・ 汐入駅、横須賀中央駅周辺 ・ 衣笠駅周辺 ・ 浦賀駅周辺 ・ 北久里浜駅周辺 ・ 京急久里浜駅周辺 ・ Y R P 野比駅周辺	拠点商業業務地域には集客施設なども存在することから、市内でも最も昼間人口が集中する地区である。	・ 警報の伝達や避難指示の際に、混乱発生の防止に留意する必要がある。 ・ 市外からの来訪者も集中するため、避難場所や避難指示内容の適切な伝達に留意する必要がある。	避難者集中地域
谷戸部住宅地域	J R 横須賀線と京浜急行線を沿うように広がっている谷戸地域（追浜、田浦、逸見、本庁地区の一部）	谷戸部住宅地域は、急峻ながけに周囲を囲まれており、道路幅員が狭いうえ、急傾斜やカーブも多く、大型車両の通行が困難な道路が多い。	・ 避難者の滞留等による通行障害に留意する必要がある。 ・ 谷戸部入口付近で大規模な武力攻撃災害が発生した場合、谷戸内は孤立状態に陥るので、谷戸の奥地の住民の避難に留意する必要がある。	交通支障地域
住居点在地域	・ 長沢 ・ 津久井 ・ 秋谷 ・ 長井 ・ 林 ・ 太田和 ・ 須軽谷	住居点在地域は、住宅が点在しており、避難者も少数ごとに点在している傾向にある。	避難者の輸送拠点を多く設定するとともに、避難場所の選定に留意する必要がある。	輸送困難地域
工業地域	・ 追浜沿岸部 ・ 久里浜街道沿い ・ 久里浜港沿岸部 ・ 小田和湾沿岸部	工業地域には、生活関連等施設が集中しており、特に久里浜地区には、火力発電所や核燃料加工施設なども存在する。	周辺住民の避難誘導に際し、生活関連等施設に保管されている危険物質等の存在に留意する必要がある。	危険施設分布地域
在日米軍・自衛隊隣接地域	・ 浦郷町 ・ 田浦港町 ・ 船越町 ・ 長浦町 ・ 箱崎町周辺 ・ 西逸見町 ・ 楠ヶ浦町周辺 ・ 久比里 ・ 御幸浜	・ 在日米軍・自衛隊隣接地域は、武力攻撃事態等において、部隊活動の活発化が想定される。 ・ 基地内には貯油施設や弾薬整備所等の危険物を取り扱う施設が存在する。	・ 周辺の住民の避難誘導に際し、部隊活動との錯綜に留意する必要がある。 ・ 危険物質等の存在に留意する必要がある。	

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施については、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

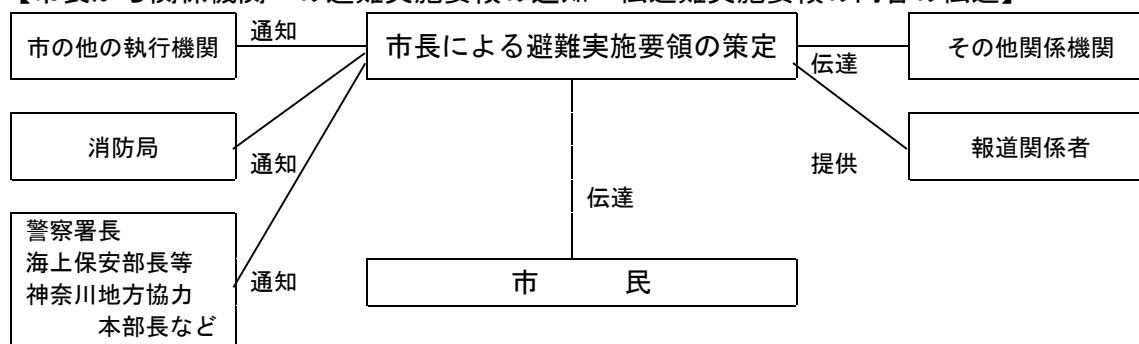
(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を市民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、市民に対しては、迅速な対応が取れるよう各地域の市民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達 避難実施要領の内容の伝達】



3 避難住民の誘導〔法第62条〕

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会等、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って避難経路の各要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

このほか、職員には市民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では重要である。

なお、車両により避難する場合は、乗車するための一時集合場所などにあらかじめ要員を配置し、場合によっては避難車両に同乗するなど、状況の変化に応じた現

場の措置を行える体制を整える必要がある。

また、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の各要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど市民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、徒歩による避難が困難である者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、町内会等（自主防災組織）と連携した避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障がい者等に関する情報の確認や要避難地域内の残留者の確認等を行うなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携〔法第 63 条〕

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 防災組織等に対する協力の要請

市は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。この場合において、市は、自主防災組織や町内会等に対し必要に応じ職員を派遣して、状況を説明しその役割を明確にすることに努めるとともに、協力する者の安全の確保に十分配慮する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、市は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して必要な情報を適時適切に提供し、その際は、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、横須賀市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、高齢者、障がい者等への連絡を的確に行うものとする。

この場合において、横須賀市避難行動要支援者名簿の活用を図るものとする。

(7) 残留者等への対応〔法第 66 条〕

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により残留者に危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策及び要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等について、所要の措置を講ずるよう努める。

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等〔法第 71 条、法第 72 条〕

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置〔法第 69 条〕

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

(14) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

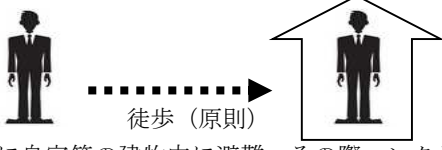
4 避難の考え方

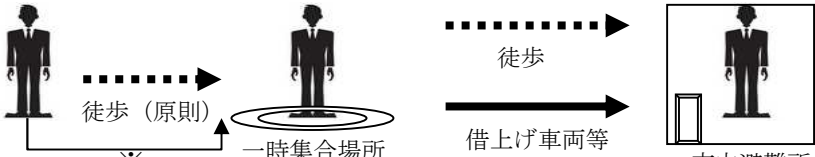
住民の避難に当たっては、集合場所までの移動は徒歩を原則とし、できるだけ速やかに集合場所に移動する。集合場所から避難場所（市内又は県内、県外）への移動は、移動距離によって徒歩や借上げ車両等、鉄道又は旅客船を使用することもある。（県からの避難の指示による。）

なお、徒歩による避難が困難である者の避難に限り、登録車両や公用車等を補完的に使用する。

また、避難については、原則として避難先ごとに次の3パターンに整理する。

【避難先別の3パターン】

①屋内避難	
想定される事態	弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など突発的に発生し、時間的に余裕がない事態で、避難の指示に基づき屋内へ避難する場合
避難方法	自宅等建物内にいる場合は、屋外に出ない。 屋外にいる場合は、原則徒歩で、できるだけ速やかに屋内に避難する。 その後の事態の推移や被害状況によっては、他の安全な地域に避難する。
イメージ	【屋内にいる場合】  屋外に出ない 【屋外にいる場合】  徒歩（原則） 速やかに自宅等の建物内に避難。その際コンクリート造り等の堅ろうな施設等が望ましい

②市内避難	
想定される事態	弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃などで、市域に局地的な被害が発生又は予想され、当該区域の市民が、避難の指示に基づき要避難地域から市内の避難所へ避難する場合
避難方法	一時集合場所までは、徒歩を原則とする。 一時集合場所から市内避難所へは徒歩又は借上げ車両を使用する。
イメージ	 徒歩（原則） ※ 一時集合場所 徒歩 借上げ車両等 市内避難所

③県内・県外避難	
想定される事態	着上陸侵攻や航空攻撃、その他市域において大規模な被害が発生又は予想され、多数の市民を避難させる必要がある事態で、避難の指示に基づき県内・県外の避難所へ避難する場合
避難方法	一時集合場所から県内・県外の避難所へは、借上げ車両等を使用する。 また、集合場所から徒歩や借上げ車両等で駅や港へ移動後、鉄道及び船舶を利用して県内・県外の避難所へ移動する。
イメージ	

※徒歩による避難が困難である避難行動要支援者の避難に限り、バス等の借上げ車両（登録自動車を含む。）及び公用車（これら車両を「借上げ車両等」という。）を補完的に使用する。

5 各事態における避難に係る留意点

(1) 着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

イ 市は、避難の誘導に当たっては、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努める。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生ずるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

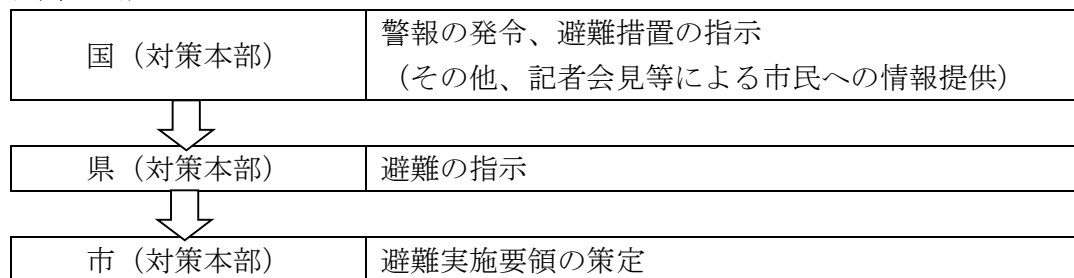
弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民は屋内に避難することが基本である。このため、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市に着弾の可能性が有り得るものとして、対応を考える必要がある。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

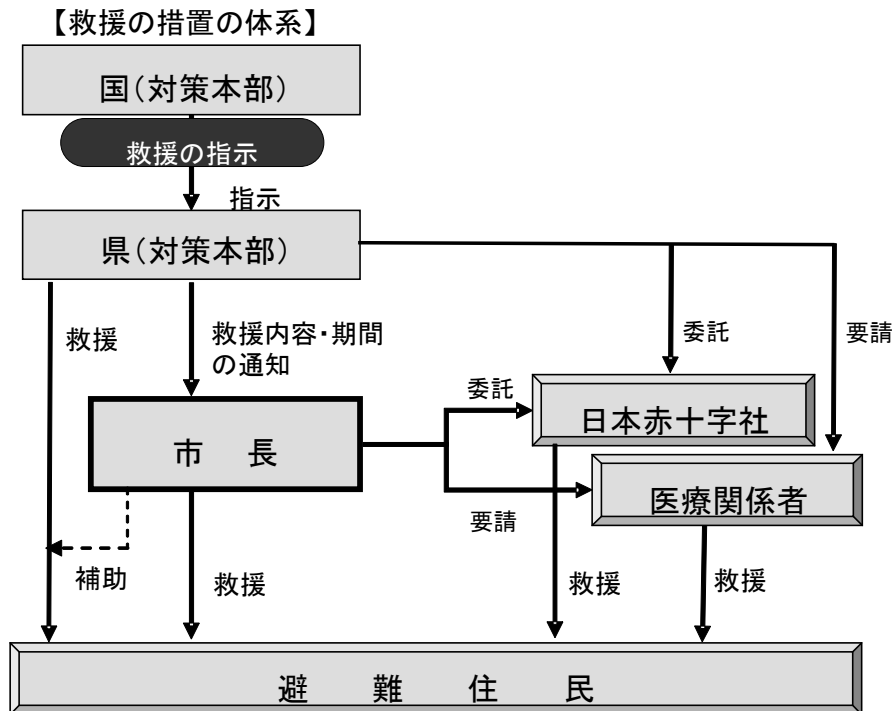
(4) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取るものとする。

第5章 救援

1 救援の実施〔法第76条〕

国民保護法において、市長は知事から救援事務の一部の補助について指示の通知を受けた場合は、下記救援の基準等に基づき、実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。



(1) 救援の基準等

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

なお、市は、高齢者、障がい者、乳幼児その他援護を要する者に対して、適切な救援が実施できるよう十分配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。

(2) 関係機関との連携

ア 県との連携等

救援の実施に当たって市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

市は、救援に関する措置の実施に必要な人員及び物品等が不足した場合は、県に対し応援を要請する。

イ 国及び他の都道府県の支援に関する要請

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

ウ 他の市町村の支援に関する要請

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。この場合において、応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されているときは、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

エ 日本赤十字社との連携

市長は、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

オ 運送事業者である指定公共機関等への緊急物資の運送の求め〔法第 79 条〕

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(3) 救援の内容

ア 避難所の供与

項 目	内 容
(ア) 避難所の開設	市は、避難所の安全性を確認した後、施設管理者と協議の上避難所を開設する。
(イ) 避難所の周知	市は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等関係機関に連絡する。
(ウ) 避難所の運営管理	① 市は、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者、及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行う。 避難所の運営に当たっては、避難住民等に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努める。 ② 市は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。 また、プライバシーの確保等に配慮する。 ③ 市は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう努める。 ④ 市は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、日本赤十字社、神奈川県社会福祉協議会等と連携して対応するよう努める。

イ 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

項 目	内 容
(ア) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理	市は、関係団体との協定に基づき、応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を実施する。
(イ) 応急仮設住宅等への入居者募集	市は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要援護者の入居に十分に配慮する。
(ウ) 公営住宅等への一時入居	市は、その管理する公営住宅の空住宅を積極的に活用するよう努める。

ウ 食品の給与及び飲料水の供給

項 目	内 容
(ア) 飲料水の供給活動	① 市は、応急飲料水の確保に努めるとともに、応急給水を実施する。 ② 市は、応急飲料水の確保が困難な場合は、国、県等に支援を要請する。
(イ) 応急飲料水以外の生活用水の供給	市は、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。
(ウ) 食品の調達・集積・配分・供給活動	① 市は、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要量の見積りを行う。 ② 市は、関係団体との協定に基づく要請等を行うことにより、食品の調達を行う。 ③ 市は、備蓄食糧、広域応援協定等により調達した食品等を避難住民等に対し供給する。

エ 生活必需品の給与又は貸与

- (ア) 市は、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行う。
- (イ) 市は、県が県総合防災センター及び広域防災拠点に集積した生活必需品の配分を受ける。
- (ウ) 市は、備蓄生活必需品及び広域応援協定等により調達した生活必需品を避難住民等に供給する。

オ 医療の提供及び助産

項 目	内 容
(ア) 医療機関による医療救護活動	① 市は、医療救護に関する窓口を設置し、市立病院において医療救護活動を行うほか、医療機関等に協力を要請して医療救護活動を行う。 ② 災害拠点病院をはじめとする医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めるものとする。 ③ 市は、救急患者の搬送に際し、救命情報システムによる情報連絡体制を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。 ④ 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じライフライン（電気・ガス等の生活生命線）事業者等に迅速な応急復旧を要請するものとする。 ⑤ 市は、傷病者の輸送拠点におけるトリアージ、救急措置等を行うために救護班を確保する。
(イ) 救護所の設置	① 市は、救護所を設置し、救護活動を行う。 ② 市長は、必要に応じて、県対策本部長に対し、救護班の派遣を要請する。

カ 被災者の搜索及び救出

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の搜索及び救出を実施する。

キ 埋葬及び火葬

市は、神奈川県広域火葬計画に基づき、遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行うとともに、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを実施する。

ク 電話その他の通信設備の提供〔法第 78 条〕

市は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

ケ 学用品の給与

市は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

コ 死体の搜索及び処理

項 目	内 容
(ア) 死体の搜索	市は、所轄警察署等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を搜索するとともに、搜索によらずに死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を行う。
(イ) 死体の処理	① 市は、武力攻撃災害時には死体収容・安置施設を直ちに開設する。 また、搜索により収容された死体をその死体収容・安置施設へ搬送する。 ② 市は、所轄警察署、町内会等の協力を得て、死体の身元確認と身元引受人の発見に努める。 ③ 所轄警察署は、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった死体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない死体は、市が引渡しを受ける。この際、市及び所轄警察署は、死体の引渡し作業を協力して行う。 また、市は、検案終了後に必要に応じて死体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。 ④ 市は、身元の確認ができず所轄警察署から引渡しを受けた死体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により処理する。

サ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

(4) 救援に関する留意事項等

ア 医療活動を実施する際に留意すべき事項

市は、NBC攻撃による特殊な医療活動を行う場合は、以下について留意する。

項 目	内 容
(ア) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動	① 救護班を編成し、被ばく医療活動を行う場合、国、県等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講ずる。 ② 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。
(イ) 生物剤による攻撃の場合の医療活動	① 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の枠組に従い、健康対策部による消毒等の措置を行うとともに、必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行う。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を講ずる。 ② 国、県からの協力要請に応じて、国等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。
(ウ) 化学剤による攻撃の場合の医療活動	国、県からの協力要請に応じて、国等の支援、指導の下に救護班を編成し医療活動を実施する。

イ 救護の際の物資の売渡し要請等

市長は、救援に関する措置の実施に必要な範囲で以下の要請等を行うことができる。

ただし、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ行うことが出来ることに留意する。

項 目	内 容
(ア) 物資の売渡し要請等 〔法第 81 条〕	① 市長は、救援を行うために必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由がなく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。 ② 市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。 ③ 市長は、救援を行うために必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し特定物資の確保を要請する。

項 目	内 容
(イ) 土地等の使用 〔法第 82 条〕	市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由がなく同意しないとき又は所有者等の所在が不明なときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。
(ウ) 医療の実施の要請 〔法第 85 条〕	市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、医療関係者が正当な理由がなく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。
(エ) 公用令書の交付 〔法第 83 条〕	市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。
(オ) 立入検査 〔法第 84 条〕	市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。
(カ) 要請等に応じて医療を行う者の安全確保 〔法第 85 条〕	市長は、医療関係者に対し医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

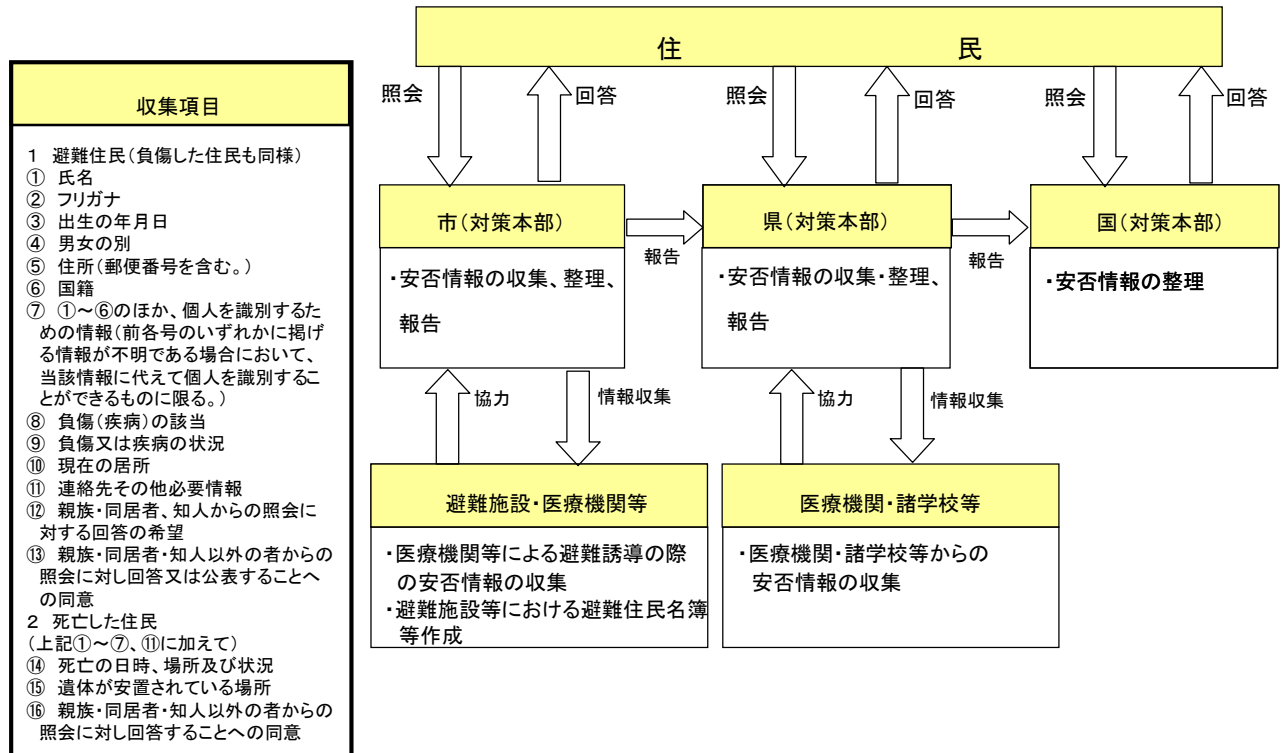
2 救援の補助

市長は、知事から市長が行うこととされた救援に関する措置を除き、知事が実施する救援の措置の補助を行う。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集、整理及び提供に際して、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとする。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



1 安否情報の収集〔法第94条〕

(1) 安否情報の収集

市長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市長は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する。この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告〔法第 94 条〕

市長は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムを利用できない場合は、第 3 号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などにより報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答〔法第 95 条〕

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及び F A X 番号、メールアドレスについて、市国民保護対策本部を設置すると同時に市民に周知する。

イ 市民からの安否情報の照会については、原則として市国民保護対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第 4 号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができないときは、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより本人確認を行った上で、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 市は、受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等）を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、かつ、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第 4 条に規定する様式第 5 号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第 5 号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力〔法第 96 条〕

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。この場合において前項 3 の (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

年 月 日

総務大臣
 （都道府県知事） 殿
 （市町村長）

申 請 者
 住所（居所）
 氏 名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 （○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第 5 号（第 4 条関係）

安否情報回答書

		年 月 日
殿		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方〔法第97条〕

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、武力攻撃災害の状況、実施体制等必要な情報の提供や防護服の着用、装備・資機材の準備等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報〔法第98条〕

(1) 市長への通報

市職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 生活関連等施設における災害への対処等

市長は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処を実施する。

1 生活関連等施設の安全確保〔法第102条〕

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市国民保護対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防局は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、必要に応じ、県警察、海上保安部長、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除〔法第103条〕

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市国民保護対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

ア 対象

- ・市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（法施行令第29条）
- ・毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの又は法施行令第28条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの

イ 措置

- ・危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、法第103条第3項第1号）

- ・危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（法第103条第3項第2号）
 - ・危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（法第103条第3項第3号）
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告
- 市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。
- また、市長は、上記イに掲げた措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者に対し、管理の状況について報告を求める。

3 在日米軍施設への安全確保の要請

在日米軍施設については、国民保護法上の生活関連等施設には該当しないが、武力攻撃災害の発生を防止するため、市長は、在日米軍施設内の危険物質の取扱者に対し、管理施設の安全確保について要請する。

第3 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への 対処並びにNBC攻撃による災害への対処等

本市は、原子力事業所である核燃料施設が存在するほか、米海軍の原子力艦が横須賀港へ寄港するという特有な地域特性を持っている。

以上のことを踏まえ、市は、原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処等については、基本指針に基づき、防災基本計画（原子力災害対策編）及び市地域防災計画（原子力災害対策計画編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるほか、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。

1 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処

原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処については、それぞれ異なった対応が生ずることから、各々の通報体系等を整理する。

(1) 原子力事業所における武力攻撃原子力災害への対処〔法第105条〕

市は、区域内に所在する原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。また、併せて生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

項 目	内 容
ア 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	(ア) 市長は、原子力防災管理者から、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）もしくは知事から通知を受けたときは、速やかに情報収集等の初動対応が可能な体制を整える。 (イ) 市長は、市民からの通報を受けた消防局等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。 (ウ) 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。 (エ) 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、速やかに応急対策を実施する。

項 目	内 容
イ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	(ア) 市は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。 (イ) 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、市民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。
ウ 国への措置命令の要請等	市長は、市民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認められるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。 また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(2) 原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処

市は、本市に入港している原子力艦が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

項 目	内 容
ア 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報	(ア) 市長は、原子力艦の原子力災害に関する通報を外務省又は横浜防衛施設局から受けたときは、速やかに情報収集等の初動対応が可能な体制を整える。 (イ) 市長は、モニタリングポスト等により異常値の検出情報を入手した場合、若しくは米海軍基地から原子力艦に係る原子力災害発生の通報を受けた場合は、直ちに外務省又は横浜防衛施設局に確認するとともに、知事に連絡をする。 ※「国の対策マニュアル」に定める原子力艦に係る異常発生を関係機関に通報する基準 敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上5μSv/h以上検出するか、あるいは2地点以上で5μSv/h以上を検出した場合。(国の対策マニュアルとは、原子力艦の原子力災害対策マニュアル(平成16年8月中央防災会議主事会議申合せ)を指す。)
イ 国の現地対策本部等との連携	(ア) 市は、国が対策マニュアルに基づき運営する「現地原子力艦事故対策連絡会議」及び「現地対策本部合同会議」若しくはこれに準ずる会議(以下「現地原子力艦事故対策連絡会議等」という。)に職員を派遣するなど、現地原子力艦事故対策連絡会議等と必要な連携を図る。 (イ) 市は、現地原子力艦事故対策連絡会議等において、モニタリング結果、医療関係情報、市民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

2 原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害共通の対処措置

原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害共通の対処措置及び対処上の留意点について定める。

(1) 屋内への退避等の防護活動

市長は、モニタリング結果や国等の専門家の助言・指示等に基づき又は独自の判断により、住民に対して、国民保護法第 112 条に基づき退避を指示し、その旨を知事に通知する。

なお、武力攻撃原子力災害への対処のための退避については、迅速な屋内退避が基本であることに留意する。

(2) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び市地域防災計画（原子力災害対策計画編）の定め例により行う。

(3) 食料物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物等の摂取制限等の措置について、防災基本計画（原子力災害対策編）及び市地域防災計画（原子力災害対策計画編）の定め例により行う。

(4) 医療等の支援要請

市は、必要に応じて、県、原子力事業者、他の消防機関から資機材を含めた応援を要請する。

また、市は、指定行政機関又は指定行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他必要な援助を求めるとともに、必要と認めるときは国に対し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所等の職員で構成される緊急被爆医療チームの派遣要請を行う。

(5) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(6) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

3 NBC攻撃による災害への対処〔法第 107 条、108 条〕

市は、NBC 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC 攻撃が行われた場合においては、その被害状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針を踏まえた措置の実施

市は、内閣総理大臣が関係大臣等を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合には、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、内閣総理大臣の基本的な方針を踏まえ、必要な措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC 攻撃が行われた場合は、市国民保護対策本部において、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し又はすでに設置されている場合は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、必要な措置を講ずる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

炭疽菌や天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することで、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。特にヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が増大することが考えられる。

このため、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、厚生労働省を中心とした感染源及び汚染地域の特定に協力し、病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、国民保護法第 108 条に係る次表に掲げる権限を行使する。

法第 108 条第 1 項各号	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当措置の名あて人に対し、国民保護法施行令第 31 条に係る次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に国民保護法施行令第 31 条に係る次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

ア	当該措置を講ずる旨
イ	当該措置を講ずる理由
ウ	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
エ	当該措置を講ずる時期
オ	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、要員に対し、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第4 応急措置等

市は、予測不可能な武力攻撃災害が突然発生し、避難の指示を待っていたのでは被害が拡大する恐れがある場合など、武力攻撃災害が発生した場合において特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき退避の指示や警戒区域の設定を行うこととする。

1 退避の指示〔法第112条〕

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の市民に対し退避の指示を行う。この場合において、市長は、市民に退避の指示を行うに際しては、機を逸することなく当時の武力攻撃災害の様相若しくは状況に適合した指示に努める。

また、退避の指示に際し、武力攻撃災害発生後直ちに消防職員等を現地に派遣し原因調査に努めるとともに、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

なお、市長は、市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のような場合には、屋内への退避を指示する。

ア N B C 攻撃と判断されるような場合において、市民が防護手段もなく移動するよりも、外気からの接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を市民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、県警察、海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定〔法第 114 条〕

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。なお、NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。

また、放送事業者に対してその内容を連絡する。武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置〔法第 111 条〕

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担〔法第 113 条〕

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用すること
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

市は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、前(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。

この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合、及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保する。

また、市長は消防局における出動可能な消防部隊の状況把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害が生ずることがないように、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたせるとともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況及び種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、武力攻撃災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長及び消防局長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

1 収集〔法第126条〕

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

また、市は、情報収集にあたっては県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、消防局は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 報告〔法第127条〕

市は、被災情報の報告にあたっては、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、被災情報の第一報を消防庁及び県に報告する。その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁及び県に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保及び武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行う。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

なお、高齢者、障がい者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、検討と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、飲料水、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

ア 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

イ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(4) 栄養指導対策

市は、避難先地域の市民の健康維持のため、県と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

(5) 市民への協力要請〔法第123条〕

市は、武力攻撃災害の発生により市域内における市民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

この場合、市は、必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮する。

2 廃棄物の処理〔法第124条〕

(1) 廃棄物処理の特例

ア 廃棄物処理の特例措置

市長は、環境大臣が指定する特例地域において、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 特例基準不適合者への指導

市長は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するほか、必要な指導を行う。

(2) 廃棄物処理対策

市は、市地域防災計画の定めに準じて、廃棄物処理体制を整備する。また、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等において、市民生活の安定を図るための措置を講ずる。

1 生活関連物資等の価格安定〔法第 129 条〕

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、関係機関と連携し、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等のための措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、市税の納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給〔法第 134 条〕

市（水道事業者）は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市（河川、道路及び港湾等の管理者）は、河川管理施設、道路及び港湾を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約及びジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（以下「第一追加議定書」という。）に規定される国際的な特殊標章等及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を適切に交付及び管理する。

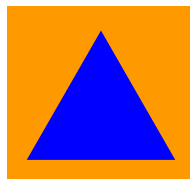
1 特殊標章等の意義

第一追加議定書において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 国民保護法で規定される特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章



（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は次頁のとおり）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置のために使用される場所等

3 特殊標章等の交付及び管理〔法第 158 条〕

市長及び消防局長は、国が定めた赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ・市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で、国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防局長

- ・消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力し、特殊標章等及び赤十字標章等の意義並びにその使用にあたっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

【国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型】

表面		裏面																
 (この証明書を交付等する 許可権者の名を記載する ための余白) 身 分 証 明 書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry 		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td colspan="2">印章/Stamp</td> <td>所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>		身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			血液型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair																
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																		
血液型/Blood type																		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder																

(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずる。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等〔法第139条〕

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施し、これらの被害状況等を把握するとともに、二次被害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、保守要員により復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請〔法第140条〕

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設（上下水道施設）について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市が管理する輸送施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路及び漁港施設並びにその所有する港湾施設及び鉄道施設等について速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施〔法第141条〕

市は、武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置その他本格的な復旧に向けた法制整備と、本格的な復旧に向けての国が示す全体的な方向性に従って、県と連携して武力攻撃災害の復旧を実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方針を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の弁償等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求〔法第168条〕

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償〔法第159条第1項〕

市は、国民保護法に基づく土地、建物その他の工作物の一時使用及び土石、竹木その他の物件の使用又は収用を行った結果、損失を生じさせた場合、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

また、知事から市長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な範囲で行った以下の要請等における損失補償については県が行うこととされているが、市はその申請者の手続等に関し支援を行う。

- ・知事の事務委任を受けて実施した特定物資の収用及び保管命令
- ・知事の事務委任を受けて実施した土地、家屋又は物資の収用
- ・法第155条に基づいて実施した車両その他の物件の破損

(2) 実費弁償〔法第159条第2項〕

市は、知事の事務委任を受け国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準及び手続に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償〔法第160条〕

市は、国民保護措置の実施について次の協力を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

- ・避難誘導への協力
- ・救援への協力
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- ・保健衛生の確保への協力

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん〔法第161条〕

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態への対処〔法第178条〕

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるものの、発生当初は事故等災害と区別できない可能性があり、発生した事態に対する対応に難しい局面が予想されることから、図上訓練等において、対応を強化しておく必要がある。

市は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する関係機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて行う。

この場合において、警報の通知及び伝達は、国の対策本部長が決定した地域に対してのみ行われることに留意する。

令和 2 年 3 月

発行 横須賀市

事務局：横須賀市危機管理課

〒238-8550 横須賀市小川町 11